

■入札説明書に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	意見・質問内容	回答
			記載例									
			1	1.1	(1)	7	(7)	①	i			
1	入札説明書	4	2	2.3	(3)					表2-1	主な土地利用の欄に「田・畑」と記載されおります。農地転用の手続も業務範囲でしょうか？	本事業は、土地収用法第3条に該当する事業であるため、農地法に基づく農地転用に関する手続きは必要ありません。
2	入札説明書	10	2	2.3	(7)	イ				開業準備期間の収入	開業準備業務に係る費用の支払いを行わないとありますが、P24の（カ）予定価格の項目では、支払い上限として4,500千円の費用が明記されております。市が必要と認めた業務のみとのことですが、こちらはどの程度のものが認められるものなのか、また認定の時期はいつになるかをご教示ください。	市が必要と認めた業務とは、サービス対価の算定、支払い及び改定方法/P2/表1-3に記載のとおり、道の駅の業務継続計画作成に係る業務を指します。それ以外の業務については認めません。
3	入札説明書	15	3	3.2	(2)	イ			iii	監理技術者	造成工事期間中は「土木」の監理技術者、建築工事期間中は「建築」の監理技術者が専任するという理解で宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	15	3	3.2	(2)	イ			iii	監理技術者	造成工事と建築工事は別工事の為、監理技術者はそれぞれ専任するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	16	3	3.2	(2)	エ			i	開業準備業務及び運営業務を担当する企業の参加資格要件	「市の業者登録名簿に登録されていること」との記載がございますが、具体的にはどの部署にてご対応いただけるのか、また、登録にあたってはどのような手続きが必要となるのか、ご教示をお願い致します。	業者登録の手続きについては契約課で対応しています。 手続きについては、市ホームページに記載しています。 https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000027098.html

■入札説明書に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	意見・質問内容	回答
			記載例									
			1	1.1	(1)	7	(7)	①	i			
6	入札説明書	16	3	3.2	(2)	エ			i	開業準備業務及び運営業務を担当する企業の参加資格要件	「市の業者登録名簿に登載されていること。」とあるが公告日の7月10日時点で姫路市業者の登録申請をした場合、令和7年10月1日からの有効期間始期日となり参加資格要件確認基準日に間に合わないという認識で良いか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	16	3	3.2	(2)	エ			ii	開業準備業務及び運営業務を担当する企業の参加資格要件	「道の駅又は高速道路のサービスエリア若しくはパーキングエリアにおける物販施設又は飲食施設において何らかの業務を当該施設管理者から直接受託のうえ、業務を公告日時点において連続して2年以上実施した履行実績を有する者」とあるが物販施設・飲食施設の運営を主体的に実施している事業者に限られるという認識で良いか。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書	17	3	3.3						入札者の参加資格要件確認基準日	「参加資格要件確認基準日は、入札参加資格審査書類の受付最終日とする。」とあるが、令和7年9月30日までに「各業務実施企業の参加資格要件」を満たす必要があるという認識で良いか。	ご理解のとおりです。
9	入札説明書	18	3	3.5						代表企業、構成企業の変更	「代表企業の変更は認めない。ただし、業務を円滑に実施するために、設計・建設期間から維持管理・運営期間への移行段階において、市と協議を行った上で、代表企業を他の構成企業に変更することは認めるものとする。この際の代表企業の変更は、市の書面による承諾を条件とする。」とありますが、代表企業の変更を前提に入札参加する場合は、資料提出時は設計・建築期間の代表企業を代表企業に設定すれば良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

■入札説明書に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	該当箇所							項目名	意見・質問内容	回答
			記載例									
			1	1.1	(1)	7	(7)	①	i			
10	入札説明書	18	3	3.5					代表企業、構成企業の変更	構成企業の変更について、維持管理・運營業務期間を前に姫路市内に構成企業の100%出資の子会社としてSPC的な地域会社を設立を検討しております。その場合、設立した市内地域会社にて維持管理・運營業務を行うための変更（追加）は「やむを得ない理由」に該当する認識で問題ないでしょうか。なお、構成企業の100%出資の子会社のため、「当該構成企業の除外又は変更により、市が求める要求水準及び本事業の提案に関する書類（以下「提案書」という。）の内容に即した事業の安定的な遂行及びサービス水準の維持が図られる」ことは前提とします。	本事業は、入札者に一定の業務実績を求めており、現時点では、業務実績のない事業者が維持管理・運營業務を行うことを想定していません。落札者の決定後、具体的なスキームや詳細な内容について確認を行った上で可否の判断をします。	
11	入札説明書	19	4	4.2	(1)					募集及び選定スケジュールにおいて工事にかかわる仮契約の締結及び契約議案提出が4月以降となっておりますが、姫路市議会令和8年第2回定例会にて本契約となると考えてよろしいでしょうか。	現時点ではその予定です。	
12	入札説明書	24	4	4.2	(2)	ケ				提案書に関する事業者ヒアリング	ヒアリングを実施する際は、提案書のみを用いて実施することとなるのでしょうか。それとも、別途プレゼン資料の作成等は認められますでしょうか。	ヒアリングは提案書のみを用いて実施します。別途プレゼン資料等の提出は認めません。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	該当箇所									項目名	意見・質問内容	回答
			記載例											
			1	1.1	(1)	7	(7)	a	(a)	①	i			
1	要求水準書	15	3	3.1	(1)	エ	(ア)				viii	耐震安全性	構造体の耐震安全性の分類は官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準のⅡ類と同等水準以上とするとありますが、架構の偏心率や大地震時の層間変形角（大地震時の応答変位）の規定が、建築基準法に比べてより厳しくなることから、室内に柱やブレースが多数必要となり、集客エリアの効率的な空間確保が困難となります。官庁施設のⅡ類と同程度の耐震安全性を確保すれば、架構の偏心率や大地震時の層間変形角など一部の規定を満たしていなくても要求水準を満足しているものと考えてよろしいでしょうか。	地域振興施設及び道路休憩施設は、広域防災拠点としての役割を担う防災上重要な施設であるため、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に示す構造体の耐震安全性「Ⅱ類」と同等水準以上の性能を求めています。関係法令や各種技術基準類等に基づき必要な基準や許容値等を満足するように整備してください。
2	要求水準書	23	3	3.1	(3)	ア	(ウ)	c	(d)	②	iii	建具 外部出入口	「エントランス⇄風除室⇄屋内の主要な出入口はステンレス製自動扉」とありますが、アルミ製は不可との考えでしょうか。	「エントランス⇄風除室⇄屋内」の主要な出入口扉は、開閉頻度が多いと想定されることから、耐強度に優れたステンレス製で整備してください。
3	要求水準書	24	3	3.1	(3)	ア	(ウ)	c	(d)	⑤	i	建具廻り	ブラインド類は備品として考え、事業者負担とし別紙9工事区分では建築工事(内装造作等・C工事)に含める考えでしょうか。	物販施設、飲食施設、バックルームに設置するブラインド類は、C工事に含みます。別紙9の表題を修正しました。
4	要求水準書	27	3	3.1	(4)	ア	(エ)				i	目隠し遮音フェンス	H3000以上との事ですが、H3000の提案として、近隣との折衝により、要望がH3000以上を求められた場合は、別途精算と考えて宜しいでしょうか	目隠し遮音フェンスは、本道の駅敷地隣接家屋等への視線や騒音の影響に配慮して設置するものであり、隣接地権者からの要望内容をもって直ちに設計変更の対象となるものではありません。ただし、単価合意後に変更が生じる場合は、市と協議の上、設計変更の対象とします。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	該当箇所									項目名	意見・質問内容	回答
			記載例											
			1	1.1	(1)	7	(7)	a	(a)	①	i			
5	要求水準書	32	3	3.1	(5)	ウ	(オ)				iii	給湯設備	周囲のフェンスに関して、個別壁掛型ガス給湯器においてもフェンスは必要でしょうか。	フェンスは、施設利用者の安全確保に配慮して設置するものであり、施設利用者が近づけない場所に設置される給湯器についてはこの限りではありません。
6	要求水準書	33	3	3.2	(1)	ア						道路休憩施設	道路休憩施設の耐震安全性は建築基準法を満足すれば良いと考えてよろしいでしょうか	要求水準書P15/3/3. 1/(1)/エ/(7)/viiiに記載のとおりです。
7	要求水準書	34	3	3.2	(1)	イ	(ウ)				iii	幅員	2.3m以上とありますが、有効幅ではなく壁芯寸法でしょうか。	道路休憩施設の24時間トイレにおける通路の幅員に関する記述を以下のとおり修正します。 (修正前) 幅員は2.3m以上 (修正後) 有効幅員は2.0m以上 要求水準書の該当箇所を修正しました。
8	要求水準書	36	3	3.2	(3)	ア	(イ)				i	公衆電話設備	総務省より公衆電話は災害時用公衆電話の設置を進め、従来の公衆電話の台数を減らす方針であると出ていますが従来の公衆電話でなければならないのでしょうか。	「道の駅」登録・案内要綱の改定等を踏まえ、公衆電話設備の設置に関する項目は削除します。 要求水準書及び別紙 8 の該当箇所を修正しました。
9	要求水準書	37	3	3.3	(1)	ウ	(ア)				ii	厨房	物販エリアの厨房・下処理室等の必要性については、運営内容を踏まえ提案する考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書	39	3	3.3	(1)	ウ	(キ)				iii	シャッター	電動軽量シャッター及び電動シートシャッターの位置関係(セットで設けるか別位置で設けるか)については、平面プランにより提案する考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	該当箇所									項目名	意見・質問内容	回答
			記載例											
			1	1.1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	i			
11	要求水準書	39	3	3.3	(1)	エ	(ア)				i		行政窓口出張所職員等も地域振興施設のトイレ・手洗いの利用をするとのことですが、更衣室・休憩施設の利用は行わない認識でお間違い無いでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	要求水準書	44	3	3.3	(1)	カ	(ア)				iii	防災倉庫	防災倉庫は別棟でも可能でしょうか。	要求水準を満たすのであれば別棟とすることも可能ですが、地域振興施設の敷地内に設置してください。
13	要求水準書	44	3	3.3	(1)	カ	(ア)				iii	防災倉庫	仕様制限はあるのでしょうか。例えば既製品建屋でも宜しいでしょうか。	防災倉庫に特段の仕様制限はありません。また、要求水準を満たすのであれば、既製品建屋とすることも可能です。
14	要求水準書	44	3	3.3	(1)	キ						地域情報提供施設	管理運営は運営側でしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書	47	3	3.3	(2)	ア	(ア)				iii	駐車場	車中泊駐車場の整備について、整備する場合の台数は、施設利用者用駐車場の必要台数とは別で確保する考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	要求水準書	47	3	3.3	(2)	ア	(イ)				i	駐車場	高速バス利用者の駐車スペースの整備は、別紙20.1.調整池資料にあるオンサイト貯留範囲内に設ける考えでも宜しいでしょうか。	高速バス利用者の駐車スペースは、長期駐車が想定されることから、オンサイト貯留型調整池を避けた上で、地域振興施設敷地内に設けてください。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	該当箇所									項目名	意見・質問内容	回答
			記載例											
			1	1.1	(1)	7	(7)	a	(a)	①	i			
17	要求水準書	48	3	3.3	(2)	ウ	(ア)				ii	共通事項	施設職員が目視できる様にとの記載がありますが、どの程度の範囲まで等、基準をご教示ください	「出入口を地域振興施設側に設けて入退場を地域振興施設の施設職員が目視できるようにするなど」は、こどもが安全に遊べるようにするための一例として示したものであり、目視以外の方法も含め事業者の提案に委ねます。
18	要求水準書	49	3	3.3	(2)	エ					iv	フリースペース	フリースペースにおいてイベント利用が無い場合、テーブルや椅子といった備品を配置する時の調達は、市の負担との認識でよろしいでしょうか。	フリースペースにはテーブル10卓、椅子40脚の設置を想定しており、調達に要する費用はサービス対価Bに含みます。これを超えて設置する場合に要する費用は、事業者の負担とします。
19	要求水準書	53	3	3.4								造成に関する要求水準	「（仮称）道の駅姫路」造成基本設計業務委託について、設計成果の提供願います。	過年度基本設計業務の成果物は、基本協定締結後、参考資料として選定事業者に貸与します。
20	要求水準書	53	3	3.4	(1)						iii	L型擁壁について	構造については承知しましたが、どの程度の総高の擁壁なるかを確認したいです。基本設計の擁壁資料のご提供をお願いします。	過年度基本設計業務の成果物は、基本協定締結後、参考資料として選定事業者に貸与します。なお、造成基本設計における擁壁の高さについては、別紙1の現況高及び別紙16の計画高を基に設定しています。
21	要求水準書	53	3	3.4	(1)						iv	地盤改良について	L型擁壁における地盤改良についてどの程度を見込まれているでしょうか？細かな改良厚をご提示頂きたいですが、浅層改良もしくは柱状改良のどちらかをご教示願います。	事業区域内の現況の土地利用状況を踏まえ、地盤改良が必要と想定される部分については、浅層改良を見込んでいますが、具体的には、詳細設計において、擁壁の構造と併せて改良方法等を検討するものとします。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	該当箇所									項目名	意見・質問内容	回答
			記載例											
			1	1.1	(1)	7	(7)	a	(a)	①	i			
22	要求水準書	53	3	3.4	(1)						vi	土工	里道からの出入りは、歩行者のみで自転車はなしと考えてよろしいでしょうか	歩行者を想定していますが、自転車の出入りに関する提案を妨げるものではありません。
23	要求水準書	53	3	3.4	(1)						viii	盛土材料	支給頂く土量が減となった場合は、別途精算と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書	53	3	3.4	(1)						viii	土工	他現場発生土の使用予定となっておりますが、他現場発生土が想定より少ないなどの理由で足らずが出た場合の扱いはどのようになるのでしょうか。また、土の品質は保証していただけるのでしょうか。	他工事現場発生土の土量に増減が生じる場合は、設計変更の対象とします。また、他工事現場発生土の利用にあたっては、本事業において土質確認を行った上で必要に応じて土質改良を行う等により、品質を確保するものとします。なお、土質改良が必要となる場合は、設計変更の対象とします。
25	要求水準書	53	3	3.4	(1)						viii	土工	多現場発生土の積込や運搬費用は見積外として良いという理解でよろしいでしょうか。	他工事現場での積込及び事業予定地までの運搬に係る費用は、本事業に含みません。
26	要求水準書	53	3	3.4	(2)						i	付替河川の過年度基本設計業務について	過年度設計成果のご提供をお願いします。	過年度基本設計業務の成果物は、基本協定締結後、参考資料として選定事業者に貸与します。
27	要求水準書	53	3	3.4	(2)						ii	河川管理者との協議について	基本設計時における河川管理者との協議内容をご提供願います。	過年度基本設計業務の協議記録は、成果物とともに、基本協定締結後、参考資料として選定事業者に貸与します。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	該当箇所									項目名	意見・質問内容	回答
			記載例											
			1	1.1	(1)	7	(7)	a	(a)	①	i			
28	要求水準書	53	3	3.4	(2)						iii	河川管理者との協議について	付替河川の引継ぎについては、河川区域の確定測量及び分筆登記等の測量作業も業務に含まれてるということでしょうか？	付替河川の確定測量及び分筆登記の業務は、本事業とは別に市で実施します。ただし、河川管理者へ引き継ぐための工事完成図書等の作成に必要な測量作業は、本事業に含まれます。
29	要求水準書	54	3	3.4	(3)						iv	調整池について	総合治水条例に基づく開発行為届の提出及び適合審査は完了とのことですが、流下能力調査（許容放流量設定地点・ネックポイント）は調査済みという認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
30	要求水準書	54	3	3.4	(4)						i	縦断勾配について	流速規定の範囲内であれば、縦断勾配3‰は前後しても問題ないでしょうか？	自然流下方式による縦断勾配は3‰を原則としてください。ただし、これにより難しい場合は、市と協議の上、決定するものとします。
31	要求水準書	55	3	3.4	(7)						i	安全施設	「車止めブロック等は、島状に配置した駐車区画には設置しない」とありますが、例えば別紙20-1にある駐車区画の島状に配置された場合において島の中心に歩行者用経路を確保する場合においても、災害時を優先し車止めブロックを設けない考えで宜しいでしょうか。	別紙20-1は重要調整池の適合審査における参考平面図であり、島状に配置する駐車区画は別紙7における小型車駐車場の駐車区画を参考に歩行者用通路を確保してください。なお、歩行者用通路の確保にあたっては、災害対応活動に差し支えない安全対策を講じてください。
32	要求水準書	55	3	3.4	(8)							境界標埋設	工事前及び工事完了後の境界確認時は何を元に境界を確認することになるのでしょうか。	境界点の確認に必要な用地関係資料は、基本協定締結後、選定事業者に貸与します。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	該当箇所									項目名	意見・質問内容	回答
			記載例											
			1	1.1	(1)	7	(7)	a	(a)	①	i			
33	要求水準書	55	3	3.4	(8)						ii	境界標埋設	事業者は工事完了後、県有地及び市有地の境界が確認できるよう境界標を設置すること。とありますが、境界点数を提示願います。	境界点数は45点程度を想定しています。ただし、境界標の設置については、構造物の設置状況等を踏まえ、県と協議の上、決定するものとします。
34	要求水準書	56	3	3.5	(1)						i	市道谷外89号線 拡幅	市道谷外89号線は2車線となるよう本道の駅敷地側に拡幅を行うとありますが、想定幅員をご教示下さい	市道拡幅後は、約7.4m～約14.4mの道路幅員を想定しています。
35	要求水準書	56	3	3.5	(1)						i	道路拡幅幅について	市道谷外89号線の拡幅幅をご教示願います。	市道谷外89号線は、約1.0m～約7.7mの拡幅幅を想定しています。
36	要求水準書	56	3	3.5	(1)						ii	過年度成果について	過年度基本設計業務の設計成果をご提供願います。	過年度基本設計業務の成果物は、基本協定締結後、参考資料として選定事業者に貸与します。
37	要求水準書	59	4	4.2	(4)							財務報告	本事業に於いてはSPCの設置はありませんが、ここでの財務書類とは、どの様に考えればよろしいでしょうか。 各担当企業の財務書類の提出でよろしいでしょうか。	地域振興施設の維持管理運営時における収支が分かる書類の提出を想定しています。 入札説明書及び要求水準書の該当箇所を修正しました。
38	要求水準書	64	5	5.5							i	関係機関との協議結果について	過年度業務成果におけるこれまでの関係機関との協議結果をご提供願います。	過年度基本設計業務の協議記録は、成果物とともに、基本協定締結後、参考資料として選定事業者に貸与します。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	該当箇所									項目名	意見・質問内容	回答
			記載例											
			1	1.1	(1)	7	(7)	a	(a)	①	i			
39	要求水準書	66	5	5.9								設計変更	市による設計変更の要求については、設計業務期間中の対応が想定されており、工事段階における変更は含まないとの理解でよかったですでしょうか。	工事段階における設計変更の要求も対象に含まれます。
40	要求水準書	69	6	6.3							ii	什器・備品の負担	物販施設、飲食施設、バックルームの什器・備品類は事業者の負担で調達、一方それ以外の各室の什器・備品等は市の負担（サービス対価に含む）とありますが、市の負担分の什器・備品等について、負担の流れを詳細にご教示ください。	市の負担で導入する什器・備品等については、事業者が製品仕様等を事前に市に確認し、市の承認を得たものを、事業者が調達及び設置します。 支払いの流れについては、サービス対価の算定、支払い及び改定方法/P4/表2-2をご参照ください。
41	別紙(共通)											別紙	別紙全般に関して、要求水準書の文面に「参考に」と記載している内容については提案により変更は可能と考えて宜しいでしょうか。	要求水準を満たすものであれば、変更は可能です。 ただし、要求水準書で「同等品以上」と記載しているものについては、製品の規模、規格、品質、性能及び機能等が同等以上であると市が認めるものに限りします。
42	要求水準書 別紙 1 現況平面図											断面図位置表示	現況平面図に1-1' ～12-12'、a-a' ～d-d'の表示があります。 断面図の位置表示と思われます。 断面図を提供願います。	「現況縦断面図」（質疑回答別紙 1）及び「現況横断面図」（質疑回答別紙 2）を追加します。
43	要求水準書 別紙 2 事業区域図											事業用地区域線	事業区域（赤線表示）の外周の境界確定は完了している認識でよろしいでしょうか。 用地平面図及び用地実測図を提供願います。	事業区域の外周と用地境界線は必ずしも一致するものではありませんが、本事業に関する境界確定は完了しています。なお、本事業に関する用地関係資料は、基本協定締結後、選定事業者に貸与します。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	該当箇所										項目名	意見・質問内容	回答
			記載例												
			1	1.1	(1)	7	(7)	a	(a)	①	i				
44	要求水準書 別紙 2 事業区域図											付替対象河川	付替対象河川（赤破線表示）の境界確定は完了している認識でよろしいでしょうか。 用地平面図及び用地実測図を提供願います。	ご理解のとおりです。 なお、本事業に関する用地関係資料は、基本協定締結後、選定事業者に貸与します。	
45	要求水準書 別紙 2 事業区域図											付替対象河川	河川（付替）敷地（薄水色表示）と周辺排水（里道含む）（水色着色表示）の用地処理は別業務の認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
46	要求水準書 別紙 9 工事区分表 （物販施設・飲食施設												B工事・C工事は事業者負担となっておりますが、第三者が物販施設・飲食施設を運営する場合、B工事・C工事は第三者の負担としてもよろしいでしょうか。	第三者の負担とすることも可能ですが、第三者がB工事・C工事を施工する場合についても、施工内容等について選定事業者が市と事前に協議した上で、施工前に市の承認を得てください。	
47	要求水準書 別紙 9 工事区分表 （物販施設・飲食施設											工事区分	別紙9で、物販施設・飲食施設の工事区分について定められておりますが、別表10ではバックルームも「事業者の提案による」と記載があります。バックルームについても別紙9の工事区分に含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
48	要求水準書 別紙 9 工事区分表 （物販施設・飲食施設											工事区分	上記において、バックルームも別紙9の工事区分とする場合、バックルーム内の小部屋間の間仕切り壁についても同様でしょうか。	ご理解のとおりです。	
49	要求水準書 別紙 9 工事区分表 （物販施設・飲食施設											工事区分	別紙9建築工事の「内装・造作等」は全てC工事となっておりますが、客席～厨房間の壁も含めると考えてよろしいでしょうか。 （カウンターは造作のためC工事とする。）	ご理解のとおりです。	

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	該当箇所									項目名	意見・質問内容	回答
			記載例											
			1	1.1	(1)	7	(7)	a	(a)	①	i			
50	要求水準書 別紙 9 工事区分表 (物販施設・飲食施設)											工事区分	別紙9電気設備工事の「照明器具・コンセント」「電話設備」「レジシステム」「テレビ設備」は全てC工事となっておりますが、退去時にはすべてのコンセント、照明器具等を撤去すると考えてよろしいでしょうか、また存置しての退去は可能でしょうか。	物販施設及び飲食施設において、事業者が自らの費用負担により整備し所有する設備や什器・備品等は、原則として撤去した上で明け渡すものとします。 要求水準書の該当箇所を修正しました。
51	要求水準書 別紙 9 工事区分表 (物販施設・飲食施設)											工事区分	別紙9機械設備工事の「空調設備」「厨房用吸排気設備」「給湯設備」「衛生設備」「ガス設備」は全てC工事となっておりますが、退去時にはすべての空調機、天井内の配管類も撤去とし、天井内の配管類撤去に必要な天井の撤去新設もC工事と考えるとよろしいでしょうか。また、存置しての退去は可能でしょうか。	
52	要求水準書 別紙 9 工事区分表 (物販施設・飲食施設)											工事区分	別紙9機械設備工事の「給水設備」について、配管は給水が必要となる位置（厨房、バックルーム内トイレ、客席手洗い器など）までA工事で配管しバルブ止めすると考えてよろしいでしょうか。	給水設備のA工事の範囲は、子メーターの二次側バルブまでです。 別紙 9 の該当箇所を修正しました。
53	要求水準書 別紙 9 工事区分表 (物販施設・飲食施設)											工事区分	別紙9機械設備工事の「排水設備」について、グリストラップは屋内設置の想定でしょうか。屋外設置の想定でしょうか。	屋外埋設型を想定していますが、機能上、環境・衛生上及び管理上を踏まえた上で屋内埋設型も可とします。
54	要求水準書 別紙 9 工事区分表 (物販施設・飲食施設)											工事区分	上記において、屋外設置とする場合、厨房からグリストラップまでの配管（建物内配管～外壁貫通～屋外配管）はC工事でしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	該当箇所									項目名	意見・質問内容	回答
			記載例											
			1	1.1	(1)	7	(7)	a	(a)	①	i			
55	要求水準書 別紙 9 工事区分表 (物販施設・飲食施設)											工事区分	別紙9電気設備工事・機械設備工事で全てC工事となる項目について、敷地の引込からすべてC工事でしょうか。退去時には敷地への引込からすべてC工事にて撤去すると考えてよろしいでしょうか。	別紙9の工事区分表は、物販施設・飲食施設・バックルームに係る工事の区分を示したものです。「敷地の引込」については、道の駅全体に関係するものであることから、A工事となります。 退去時に撤去するのは、物販施設・飲食施設・バックルームにおいてC工事となる施設や設備等とします。
56	要求水準書 別紙 9 工事区分表 (物販施設・飲食施設)											工事区分	什器・備品の工事区分について物販施設・飲食施設・バックヤードの備品はC工事、その他の部分はA工事に含むとと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	要求水準書 別紙 9 工事区分表 (物販施設・飲食施設)											工事区分	ガス漏れ警報等設備、機械警備設備は物販、施設・飲食施設以外の室には設置しないと考えてよろしいでしょうか。設置が必要な場合は、対象室をご教示ください。また設置する場合はA工事と考えてよろしいでしょうか。	ガス漏れ警報等設備については、事業者の提案によりガスを使用する場合は、関係法令を遵守して設置してください。 機械警備設備については、全ての施設に設置が必要ですが、物販、飲食施設以外に設置するものについてはA工事を想定しています。
58	要求水準書 別紙 9 工事区分表 (物販施設・飲食施設)											工事区分	消火器がC工事となっていますが、物販施設・飲食施設以外のエリアの消火器はA工事と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書 別紙20－1 調整池図面											開発区域	開発区域（赤破線表示）の二級河川 天川との境界確定は完了している認識でよろしいでしょうか。 用地平面図及び用地実測図を提供願います。	別紙20－1に示す開発区域は、重要調整池の適合審査における対象区域を示したものであり、用地境界を示すものではありませんが、二級河川天川と事業区域内の用地との境界は確定しています。 なお、本事業に関する用地関係資料は、基本協定締結後、選定事業者に貸与します。

■要求水準書に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	該当箇所										項目名	意見・質問内容	回答
			記載例												
			1	1.1	(1)	7	(7)	a	(a)	①	i				
60	要求水準書 別紙20－1 調整池図面											開発区域	開発区域（赤破線表示）の内、市道谷外89号線の拡幅の用地処理は別業務の認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、別紙20-1に示す開発区域は、重要調整池の適合審査における対象区域を示したものであり、用地境界を示すものではありません。	
61	要求水準書 別紙21 下水道管整備状況図											下水道	別紙21 下水道管整備状況図に記載の既設下水本管の管底についてご教授願います。	市ホームページの姫路市WEBマップで下水道管路図の情報を閲覧できますので、ご確認ください。 (https://www2.wagmap.jp/himeji/Map?mid=4&mpx=134.7410716168774&mpy=34.83862304905683&mps=2500&mtp=dm&gprj=3)	
62	要求水準書 別紙22 給水管整備状況図											給水	別紙22に消火栓と記載がありますが、消防法上の消防水利については、消防法上必要な範囲で設ける考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
63	要求水準書(案)に関する意見・質問に対する回答											No. 34	「道路休憩施設と地域振興施設の敷地はそれぞれ別の敷地であり、かつ、一団の敷地を建基法上の1敷地とする」と回答を頂きましたが、一団地とするのではなく、道路休憩施設の敷地を「道路」とし、それに接する範囲を接道と捉える事は可能でしょうか。	道路休憩施設の敷地は、道路区域であるものの建築基準法第42条の道路ではありません。道路事業者（兵庫県）は、選定事業者が設計する車両用通路（幅員10m）と歩行者用通路（幅員3m）の詳細図等を基に建築基準法第42条第1項第4号の申請を行い、特定行政庁（姫路市）による計画道路の指定を受ける予定です。 地域振興施設及び道路休憩施設の各敷地は、当該道路を建築基準法上の道路とし、建築基準法等の接道義務を満たしてください。 「建築基準法に基づく道路に関する参考図」（質疑回答別紙3）を追加します。	

■落札者決定基準に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	該当箇所								項目名	意見・質問内容	回答
			記載例										
			1	1.1	(1)	7	(7)	①	i				
1	落札者決定基準	2	2	2.4						審査結果の公表	提案審査の定性審査の段階で、HPで公表されますでしょうか。それとも、価格審査を含めて、まとめて公表されるのでしょうか。	提案審査と価格審査を合わせた総合評価の結果を公表します。	
2	落札者決定基準	9	3	3.2	(2)	表8				市内業者の活用	市内業者の活用の根拠として、提案書に「関心表明書等」を加えることは可能でしょうか。また、その資料は評価に値しますでしょうか。	関心表明書等の添付は認めませんので、提出される際はその内容を提案書に含めてください。評価については提案書に基づき行います。	

■様式集記載要領に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所							項目名	意見・質問内容	回答
		記載例									
		1	1.1	(1)	7	(7)	①	i			
1	様式集及び 記載要領	2	2.2					x iii	電子データ	電子データを焼き付けたCDの提出は1部という理解でよろしいでしょうか。また、正本のデータのみとし、副本のデータは必要ないとの認識でよろしいでしょうか。	副本についてもデータを提出するものとし ます。 様式集及び記載要領の該当箇所を修正しまし た。
2	様式集及び 記載要領 参加資格要件確認書 (建設企業) 様式Ⅲ-13								添付資料 建設6	本建設業務に代表者、代表者以外の構成員も 監理技術者を配置となっていますが、建設業 法上、代表者が監理技術者を配置すれば良い かと思いますが。代表者以外の構成員も配置 するのでしょうか。配置が必要とのご回答で あれば理由をご教示願います。	本工事においては、品質確保等の観点から本 市独自の要件として構成員においても監理技 術者を配置することとしています。
3	様式集及び 記載要領 参加資格要件確認書 (建設企業) 様式Ⅲ-13								添付資料 建設6	本建設業務に配置する監理技術者(土木・建 築工事)は、複数名の申請は可能でし ょう か。	土木工事及び建築工事のそれぞれの種類に応 じた複数の監理技術者の申請も可能です。
4	様式集及び 記載要領 関連企業申告書（入 札参加資格申請用） 様式Ⅲ-16								関連企業申告書 （入札参加資格 申請用）	本様式については、入札参加グループ間の資 本関係等のみを記載するのではなく、グルー プの各社が、本件の参加に関係なく、それぞ れ「資本関係にある企業」、「人的関係にあ る企業」、「その他入札の適正さが阻害され ると認められる場合」をそれぞれ全て記載す るという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	要求水準チェックリ スト 様式Ⅴ-1-3		5.8	(2)						市とともに国庫補助金及び交付金に係る会 計検査を受検するとの記載がございますが、 具体的に行う内容についてご教示ください。	会計検査で必要となる資料の提出や補足資料 の作成等に加え、会計検査の受験当日におけ る不測の事態に備えた現地（市本庁舎を想 定）待機や受験項目に関係する担当者との連 絡体制確保などを想定してます。

■特定事業の選定に関する質問に対する回答

No.	資料名	頁	該当箇所								項目名	意見・質問内容	回答
			記載例										
			1	1.1	(1)	7	(7)	①	i				
1	特定事業の選定	1	1	1.3						本事業の背景	姫路城への来訪手段の約7割が自動車とありますが、情報源はどのようなものでしょうか。また、バスツアーなどの旅行者も7割に含まれるのでしょうか。	毎年度、市内の主要観光施設を訪れた人を対象とした対面式アンケート調査を実施しており、その結果を「姫路市入込客数・観光動向調査報告書」の中で公表しています。 (https://www.city.himeji.lg.jp/kanko/000005147.html) なお、交通手段に関する質問は選択式となっており、「貸切バス・観光バス」、「レンタカー」、「自家用車、社用・公用車」を合わせたものを自動車としてカウントしており、その数値は、例年、7割前後で推移しています。	

■設計業務委託契約書（案）に関する質問に対する回答

No.	資料名	該当箇所			項目名	意見・質問内容	回答
		記載例					
		条	項	号			
1	設計業務委託契約書（案）	第1条	第1項		設計図書の定義	「設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）」とありますが、入札説明書等及び入札説明書等に関する質問回答書という認識でよろしいでしょうか。	設計業務委託契約書（案）/特約条項/第 1 条 第 1 項に記載のとおりです。